

# ボランティア精神と宗教思想

— ボランティア教育への提言—

The volunteer spirits and religious thoughts

— a proposal to the volunteer education

湊 道子

生活福祉学科非常勤講師

抄録：

ボランティア精神の動機の所在を詳細に分析する為には、共同体意識・共存意識・共生意識を明確に識別する必要がある。ボランティア精神の根拠としては、共生意識に着目すべきである。この意識を育てる手段の一つとして、宗教思想がある。宗教思想に、共生意識を示唆する教義や勧めが多く見られるからである。しかしながら今日の世界及び日本に於いては、宗教教育のみを基盤とする方法は人権上成立し得ず、新しい方向性が模索されている。

Abstract:

In order to study the motive of volunteer activities precisely, it is inevitably necessary to discriminate various shades of meaning of these concepts; community consciousness, coexistence consciousness and symbiosis consciousness (a will to live together hand in hand). Symbiosis consciousness can be desirable as a spiritual basement of volunteer spirits. The religious thoughts, which have a lot of inspiring words and dogmas suggesting the symbiosis consciousness, can contribute to cultivate the symbiosis consciousness for the pure volunteer spirits. We, however, should find the third way to establish the symbiosis consciousness, without depending on religious thoughts alone, in the present world and Japan, where some naive conditions in human rights are alive.

キーワード：共同体意識、共存意識、共生意識、ボランティア精神、宗教思想、ボランティア教育

Key words : community consciousness, coexistence consciousness, symbiosis consciousness (a will to live together hand in hand), volunteer spirits, religious thoughts, volunteer education

## 序

ボランティア精神を問題とする際には、必然的にその動機に着目せざるを得ない。所謂、「同情心」、「慈悲」、「善なる心」、「福祉」といった概念と安易に混同されがちだからである。本論は、人間存在を本質的に利己的な存在として捉え、そういう人間が自己中心という限界を脱して他者に目を向ける方向性を人間から引き出すものとしてボランティア精神を位置づけ、無私なる真のボランティア精神の基盤として、共生意識に着目する試みである。本能に逆らったこの意識を醸成する領域として、宗教思想に目を向け、更に、宗教のみに依らないボランティア教育（共生教育）の可能性を模索する。

### 1. 利己心からの脱却としてのボランティア精神

トマス・ホップズ (1588-1679) は、人間の本性について、「リヴァイアサン」の中でこう述べている。「・・・人間は、全ての人を畏怖させる共通の権力をもたずに生きる時には、戦争と呼ばれる状態にあり、そうした戦争は万人が万人と敵対する戦いである。・・・そのような状態においては、産業の生じる余地はない。・・・そして何より悪いことに、たえず恐怖と、暴力による死の危険がある。・・・人間の一生は、孤独で貧しく、汚らしく、野蛮で、短い。」そして、人々がこの地獄のような状態から逃れる為には、統治者が議会に自らの自主性を委ねるしかないと言き、それをリヴァイアサンと呼んでいる。(注1)

ジャン・ジャック・ルソー (1712-1778) の人間本性に対する見解は、一見逆のようにも見える。「あまりにも多くの著述家が、人間は生まれつき残酷なのだから、それを矯正するために取締りの制度が必要だという結論を早急に出してしまった。ところが人間は、原始的な状態にある時、すなわち自然によって、野獣の愚かさからも文明人の有害な分別からも等しく離れたところに着かれている時は、このうえなく穏やかなのである。」(注2) しかし、ルソーもホップズと同様に、「野蛮人は孤独で、愛や忠誠心にしばられず、産業や芸術を何ももたない」という考えを持っていたのであり(注3)、それ故に、人々は「社会契約論」をし、利益を「一般意思」に従属させる必要があるのだと結論している。(注4)

これらが哲学史上有名な、人間の本質についての「自然状態（自然状態にあっては、各個人は一切の人為的制約から自由である）」の概念であるが、それはあくまで、「その反面、各人は自己の自由や生命、財産を守るために恣意的な自己保存の権利を行使する結果、絶えず戦争状態にあるか、もしくは相互的孤立による不安にさらされている。」という現実認識と表裏一体のものであり、必然的に、そこからの脱却を求めざるを得ない様なものとして理解されているのである。

これは、人間の本性が、原初的には、生存本能に基づく自己保存と欲望追求の姿であり、このままなら他の生き物と変わらないことを示している。ホップズは、「個人が自分の善 *bonumsibi*、自分の判断を持つならば、他の事を考えなくてもよいから、一切の問題の中で自己の問題、しかも生命を守るということがわれわれの最大の仕事となってくる。」(注5) という形で、自己保存の本能を全面的に肯定さえしている。

一方、カント（1724-1804）及びドイツ観念哲学では、個々の人間の理性に信頼を置く形で、自律を説き、人間の本性が向かうべき方向性を示しているが、その根底にある人間理解はホッブズと変わりがない。「われわれの行為の基準は幸福でもなければ、あるいは慈愛でもない。・・・このように自己を厳しく自然から区別すること、換言すれば自然から区別することによって自己自身の法則を立てること、すなわち、自律 *autonomies* が倫理的課題である。」(注6)と説いているが、これは理念を述べているのであり、人間がそういう自律を自らに課さねばならないような存在であることを言下に潜ませている。(注7)

これら哲学者の生きた時代から 300 年余りを経た今日に於いても、人間の原初点は変わっていない。宗教は人間の本質について幻想をはさまず、極めて現実的な理解を示している。キリスト教では、「人間は本来的には自分しか愛せない存在である」と説き、仏教では「自己の欲望への執着としての煩惱」が最大の課題とされている。

しかしながら人間は、生存本能と欲望に動かされるだけの存在として歴史を歩むことはなかった。本能以外に他の生物と大きく異なる在り方を獲得し、自然界に於いて極めてユニークな存在となっている。それは、自己ばかりでなく他者も生存させようという意志である。親子（家族）、群れ（民族）といった、生物界にも見られる繋がり重視ばかりでなく、血縁に依らない他者を重んじるという意味であり、集団として共存しようという方向性である。それが更に、民族全体、国家全体、世界全体、人類全体、といった観念に発展していった点が極めて「人間的」である。

即ち、人間が生存本能にのみ突き動かされる段階を脱して独自の存在になり得た要因の一つは、自己以外の存在を尊重しようとする意志、換言すればボランティア精神であったと言える。この視点から見れば、今日人口に膾炙しているボランティア活動の定義やイメージはもっと広い視野から捉えられるべきものと考え得る。

つまり、ボランティア行為とは人間の本能に逆らった行為である。生存本能とは逆の方向性をもつことにより、人間は自らを本能から解放し、他の生物にない可能性を獲得したのである。

## 2. 共存概念

ホッブズに於けるリヴァイアサン、ルソーに於ける社会契約は、近代史の中で実現されていくことになる。何故、「実現」されなければならなかったのか。それは、国家、社会といった拡大された集団が、本来的に観念的なものであるからである。

B. アンダーソンは国家について、その著『想像の共同体－ナショナリズムの起源と流行』の中で、「国民 (nation) と国民主義 (nationalism) は、“自由主義”や“ファシズム”の同類として扱った方が話は簡単なのだ。・・・国民とは、イメージとして心に描かれた想像の政治共同体 (imagined political community) なのである」(注8)と述べているが、まさにその通りである。多民族国家では、国民を国民たらしめるために、つまり国民に愛国心や団結心を植え付けるために、国歌や国旗などを強調する場が多いが、それは為政者がこの現実をよくわきまえているからである。

テンニエスは『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』の中で、自然発生的集団（ゲマインシャフト、生得的な本質意志による集団。共同社会、共同体と訳される）と恣意的集団（ゲゼルシャ

フト、後天的な選択意志による集団。利益社会、集合社会と訳される)を分別しており(注9)、他方、レーニン(1870-1924)は、70年余りで崩壊はしたが、ゲゼルシャフト的集団を基盤とした、社会主義国という極めて理念的な国家を創造した。(注10)

即ち、人間とは、血縁(家族)、地縁(地域コミュニティ)といった実際的で生得的な集団に属するばかりでなく、意志的集団(種々のグループ、職場、教団)、文化的集団(民族、言語)、政治的集団(国家、国際機関)といった、かなり観念的な集団に、恣意的に、選択的に所属し得る動物なのである。そのことは人間に、ユニークな社会性を与えた。

ここに、ボランティア活動の本来的拠点がある。

図1はボランティアの対象を分類したものである。④に対する奉仕は、当然の世話とか、愛情、助け合いといった形で表現されることが多く、⑤への貢献がボランティア活動と呼ばれる場合が多いが、ここではどちらもボランティア活動として捉える。

ボランティアの対象	
④ 家族	⑤ 意志的集団(種々のグループ、職場、教団)
友人	文化的集団(民族、言語)
地縁的知人	政治的集団(国家、国際機関)

<図1>

### 3. 共同体意識、共存意識、共生意識

国家形態は、奴隷制を含む古代国家から封建君主制を経て、個々人を全て平等と認める近代的形態へと変遷した。ホブズの言う「互いが対等に戦い合える戦闘状態」が生まれ、国家や社会契約に移行しようという動きが生まれ得るのは、「集団メンバーが原則的に平等」という概念の成立以降のことであった。つまり、戦闘状態も含め、人間が共存を意識するには、最低条件として平等な社会が必要な訳である。(下線は筆者)

この視点から各国の憲法や人権宣言を眺めると、国家が如何にして国民の平等を保証し、「共存する集団」として位置づけ、共同体意識を構築しようと努めているかが読み取れる。

例えば、アメリカ合衆国憲法(1788年)修正第15条(1870年確定)第1節では、「合衆国市民の投票権は、人種、体色または過去における服役の状態にもとづいて合衆国または各州により拒絶または制限されることはない。」としている。ベルギー国憲法(1831年)でも、「第6条:国内にいかなる身分の区別もしてはならない、第6条の2:ベルギー国民に認められる権利および自由の享有は、差別なく確保されなければならない」とある。同様に、イタリア共和国憲法(1947年)でも、「第3条:すべての市民は、ひとしい社会的権威をもち、法律の前に平等であり、性、人種、言語、宗教、政治的意見、人的および社会的な条件によって差別されない。」、ドイツ連邦共和国基本法(1949年)「第3条(1)すべての人は、法律の前に平等である。(2)男子及び女子は、

同権である。(3)何人も、その性別、門地、種族、言語、故郷及び家系、その信仰、宗教的または政治的見解によって、不利益をうけ、または、特権をうけてはならない。」、フランス共和国憲法(1958年)「第2条：フランスは出生、人種または宗教の差別なく、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する。フランスは全ての信条を尊重する。・・・共和国の標語は、“自由、平等、博愛”である。」とある。

日本国憲法(1946年)に於いても、「第13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする、第14条：すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又門地によって、政治的経済的または社会的関係において、差別されない。」と言われているのは有名である。(注11)

これら憲法条項が示しているのは、共同体の枠組みである。このシステムによって、国家は、人種、民族、言語、宗教等の点で多様な国民を「共同体」として規定し、それによって、「共同体意識」が確立し得る素地を用意している。しかしながら、共同体の器の中で、人々がどこまで共存を受け入れ得るか、更にはどこまで共存したいと願うかは、政治的枠組みの機能し得る範囲ではない。

本論では、物理的な現実としての「共同体意識」と、共に在ることを認める意識としての「共存意識」、更には、共に生きたいと願う理念としての「共生意識」を明確に区別する。この識別があって初めて、ボランティア精神の依って立つ基盤が明確化されるからである。

前述の通り、政治的共同体意識とは、かなり観念的なものであって差し支えなく、故に国家の与えるイメージによって育成・強化されることもあり得るものである。又、国家との関わりが深い存在である限り、必然的に、「義務」として行う行為が含まれ、かつ、「権利」の主張が意識される。つまり自発的な(voluntary)ものではないのである。

これに対し、「共存意識」はもっと自由で個別の認識であり、個人の資質や教育や環境に影響される部分が多い。そして多分に「情けは人のためならず」的な、微妙な自己と他者の利害のからみあいを予感させる部分を含んだ概念となっている。近年、国家規模及び世界規模で形成されつつある、「地球共同体」、「地球環境保護」といった意識が一つの典型であろう。先述の通り、生き物にとっての最重要課題は、「自分が」生き抜くことであるが、その自分を生かすには、周囲の環境をも生かさなければならないという現実がある。特に、人間は、精神的にも物質的にも生理的にも、どうしても集団を作らなければ生き延びられない動物であり、そのことを歴史の中で学んできたが、今や生存をかけて地球環境を相手に学ぼうとする段階にきているのである。

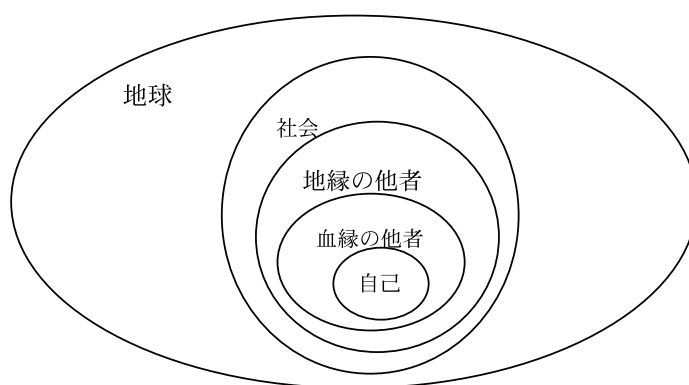
「共存意識」とはこういった現実認識に立つ自己理解である。この「自己が生きるためには他者も生きることが必要」というメカニズムが、「共存意識」の在り方を複雑にしている。ボランティア精神における動機の混乱を引き起こすのも、こういった意識の範疇に於いてである。そもそもこの意識の段階では、自分が生きるために他者を顧みるのか、それとも純粹に他者の生存を願っているのか、判別し難いからである。近年、特に環境や海外支援等に関して啓蒙活動や教育の動

きが顕著になり、ボランティア活動の意義が強調される中で、この「共存意識」が活動の根拠として言及されることが多いが、果たしてその意識の内容は未だ一貫していない。何故、ボランティア活動をするのかという問いが、十分に内省されていない。

人々は行動する中で、自分のボランティア活動の動機と意義を自省し、経験的に暫定的な答えを得る。その答えは多様で、個人的資質やグループや状況に応じて様々な色彩を帯びることになるが、それはボランティア活動の過渡期的時期としては自然なことであり、また、人間が生きて経験するとは、こういった形のものであろう。

しかしながら実践と同時に、「共存意識」についての概念整理は、今後の課題として意識されるべきものである。概念の混乱が、実際のボランティア活動の場で活動者の中に迷いや逸脱を引き起こす可能性があるからである。「同情心」、「援助」、「支援」、「慈悲」、「慈善チャリティー」、「救済」、「福祉」といった観念が互いに合理的な位置づけをなされないまま、未だ安易に併存している観があるのは、ボランティア活動者に苦痛を引き起こす要因となろう。

以下、図2は、共存意識の一例をイメージ化したものである。



<図2：自己の延長としての共存意識のイメージの例>

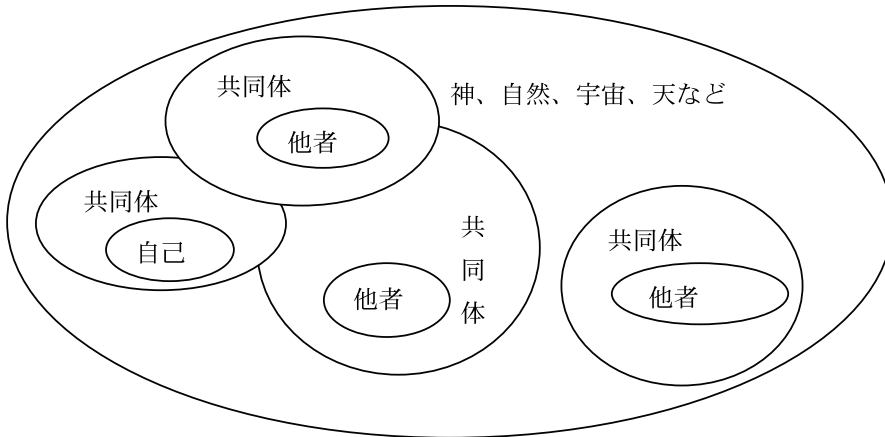
#### 4. 共生意識とボランティア精神

ボランティア精神が、人間の利己の限界を超えさせるものであることは既述した。では、その奇跡的な動機 motive を、人はどこから汲みだすのか。

他者を当然のこととして思いやる心情の前提条件として必要な「対等な関係」を用意し、共同体意識を構築し、それを基盤とする相互扶助システムを考案するところまでは政治の領域であるが、(福祉の領域もその一環であるが)、実際には、この相互扶助システムが相互的なものであるという認識が未だ薄く、社会的弱者に対する一方的恩恵といったイメージが強い。かつ、「義務」や「権利」と切り離されず、利害も関係する場合が多い。故に、現状ではボランティア精神が純粹に発揮される場として、政治の共同体意識に多くの期待をかけることはできない。共同体意識より一步踏み込んだ「共存意識」は今後大いに展開を期待したい概念であるが、本来的に論理矛盾を含み、その克服が課題である。

本論では、ボランティア精神の motive として、共存意識より更に理念的で心情的な「共生意識」を提示したい。「共生意識」とは、共に生きることを当然なこととして理解し、共に生きたいと願う意志である。「共に生きることを当然なこととして理解する」とき、他者に向けた行為は「奉仕」ではなく当然の行為となる。つまり、共生意識があってはじめて、真のボランティア精神が存在し得る。

図3は、共生意識のイメージの一例である。



<図3：共生意識のイメージの一例>

しかしながら「共に生きることを当然なこととして理解する」とは、自己の存在と同様かそれ以上に他者の存在を尊重することと同義であり、それは先述のとおり、人間の本能に反する。人間がこの思いを抱くには、生来の本性にはない、特別な学びが必要となる。

「共生意識」は、個人の信念や意思に関わる問題である為、政治指導の手の及ばない領域であり、イデオロギーや義務感や利害意識や権利意識や正義感によって培われるものでもない。心理学や哲学の領域でもない。学説や分析は、描写し説明はするが、人を動かす動機とはなり得ないからである。人を根底的に動かすのは意志である。

自己保存本能と時には逆行するベクトルをもつ「共生」という概念を、信念的に人間に学ばしめ、自己を鍛錬する機会の一例として、本論では、宗教思想を挙げる。

## 5. 共生意識の基盤としての宗教思想

宗教では、何らかの行動を直接示唆するというよりも、人間存在そのものの有様を人間に気づかせ、集団の中に在る自己の立場を教え、共存している現実を教え、共生したいと願う意志へと導く場合が多い。以下、様々な宗教の教義と儀礼を、共同体、共生、愛、慈しみ、一体感、慈善活動といった概念をキーワードにして見直し、関連事項を抽出してみた。

(a) キリスト教

キリスト教では、人間はまず、神の「被造物」という形で、神の下に等しく対等な存在として集められる。そして信者一人一人が、キリストを頂点（大祭司）とする教会の一部、あるいは教会という身体の一部として機能すべきことが示され、自己と他者とがここで一体化する。

「教会」の範囲が拡大されれば、それは全人類に及ぶ概念となる。

キリスト教の大きな特徴として、常にキリストが自分の命にかけて人類を罪から救ってくださったことを意識する、という信仰態度がある。この認識に立つとき、他者のために自己の生存を投げ出すという行為は、極めて当然のこととされ得るのである。このことは、四福音書の中に、繰り返しあらわれる。以下はキリストの言葉である。(注12)

◇これは、罪のゆるしを得させるようにと、多くの人のために流すわたしの契約の血である（マタイ 26：28）

◇これはあなたがたのために与えるわたしのからだである。（ルカ 22：19）

◇わたしは天から下ってきたパンである。それを食べる者は、いつまでも生きるであろう。わたしが与えるパンは、世の命のために与えるわたしの肉である。（ヨハネ 6：51）

キリスト教の信者への提言の中に、「キリストのまねび」という言葉がある。キリストを模範としなさい、という教えである。キリストに罪を贖っていただいたのであるから、キリストと同様に、自らを投げ出す覚悟で他者に対しなさい、と教えている。

◇あなたがたの間でかしらになりたいと思うものは、僕とならねばならない。それは、人の子がきたのも、任えられるためではなく、任えるためであり、また多くの人のあがないとし、自分の命を与えるためであるのと、ちょうど同じである。（マタイ 20：27-28、23：11、マルコ 9：35、マルコ 10：45）

◇一粒の種が地に落ちて死ななければ、それはただ一粒のままである。しかし、もし死んだなら、豊かに身を結ぶようになる。自分の命を愛する者はそれを失い、この世で自分の命を憎む者は、それを保って永遠の命に至るであろう。（ヨハネ 12：24-25）

◇人がその友のために自分の命を捨てること、これよりも大きな愛はない。（ヨハネ 15：13）

つまり福音書の他の箇所で行われている、「自分を愛するようにあなたの隣り人を愛せよ。（マルコ 12：31）」、「互いに愛し合いなさい、わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。（ヨハネ 13：34、ヨハネ 15：12）」、という勧めの言葉は、命がけの決意を伴うものなのである。

同様に、以下の勧めも、利己心の死を示唆している。

◇敵を愛し、迫害する者のために祈れ。（マタイ 5：44）

◇敵を愛し、憎む者に親切にせよ。のろう者を祝福し、はずかしめる者のために祈れ。（ルカ：27-28）

◇自分を愛してくれる者を愛したからといって、どれほどの手柄になろうか。（ルカ 6：32）



聖書が示す共生の姿は、単なる仲良しのすずめではなく、常にキリストの命をかけた贖い(十字架)を根拠として、共に生きようと努めることが如何に当然の使命かを訴えているのである。この境地に於いて、ボランティア精神ははじめて真の輝きを放つ。即ち、自他の利害を問題としない共存の概念、すなわち共生が当然であるという理解の上に立ってはじめて、ボランティア精神は「当然の」心構えとなり、ボランティア行為は「当然の」行いとなる。この素地の中ではじめて、ボランティア行動は、何か篤志なる特別な行動をしているという幻想から脱却できるのである。

キリスト教に於いて、他者はキリストであり、神である。故に、どんな他者も当然のこととして大切であると説く。

◇だれでも、このような幼な児のひとりを、わたしの名のゆえに受け入れる者は、わたしを受け入れるのである。そして、わたしを受け入れる者は、わたしを受け入れるのではなく、わたしをおつかわしになったかたを受け入れるのである。(マルコ 9 : 37、マタイ 18 : 5、ルカ 9 : 48、ヨハネ 13 : 20)

◇わたしの兄弟であるこれらの最も小さい者のひとりにしたのは、すなわち、わたしにしたのである。(マタイ 25 : 40)

この聖句を現代において何の躊躇いもなく真直ぐに実行したのが、マザー・テレサであった。彼女は、現在でも旅行者が予防注射など万全の防御態勢で臨む程不衛生なインドのカルカッタのスラムで、1946年、偶然目の前にいたからという理由で一人の路上生活者を保護し、そこから一人で援助活動を始め、新しい修道会を創り、無私の援助活動を世界的に展開した。極貧と衛生的に最悪な状況の中で、最初は地元インドの人々にも所属するカトリック修道会からも認められなかったにも関わらず、物心両面から人々を支え続けた。マザー・テレサが生み出した諸施設は、彼女がノーベル賞を受賞した後も相変わらず、常に死と生が交錯し、人間が生み出した貧しさによる悲しみや狂気や苦しみが日々の現実となっているが、その壁に掛けられている言葉は、「キリストの身体を洗うように」である。「あなたたちは、私が飢えていた時に食べさせ、乾いているときに飲ませ、旅にいたときに宿らせ、裸だったときに服をくれ、病気だったときに見舞い、牢にいたときに訪れてくれた。」というマタイ 25 : 35 の聖句が日々実践されている。(注 13)

又、以下の聖句からは、キリスト教が目指す共同体の性質が読み取れる。

◇主であり、また教師であるわたしが、あなたがたの足を洗ったからには、あなたがたもまた、互いに足を洗い合うべきである。(ヨハネ 13 : 14)

◇わたしにつながっていないさい。そうすれば、わたしはあなたがたとつながっていない。(ヨハネ 15 : 4)

更に、ボランティア活動の具体的な勧めの言葉がある。

◇あなたは施しをする場合、右の手のしていることを左の手に知らせるな。(マタイ 6 : 3)

- ◇何事でも人びとからしてほしいと望むことは、人々にもそのとおりにせよ。(マタイ 7:12、ルカ 6:31)
- ◇ただで受けたのだから、ただで与えるがよい。(マタイ 10:8)
- ◇帰ってあなたの持ち物を売り払い、貧しい人々に施しなさい、そうすれば、天に宝をもつようになろう。(マタイ 19:21、マルコ 10:21、ルカ 12:33、ルカ 22:20)
- ◇下着を二枚もっているものは、持たない者に分けてやりなさい。食物を持っている者も同様にしなさい。(ルカ 3:11)
- ◇あなたがたは、敵を愛し、人によくしてやり、また何も当てにしないで貸してやれ。(ルカ 6:35)
- ◇むしろ、宴会を催す場合には、貧乏人、不具者、足なえ、盲人などを招くがよい。そうすれば、彼らは返礼ができないから、あなたはさいわいになるであろう。(ルカ 14:13-14) (注14)

キリスト教では、教義上の教えだけではなく、信者への指導の中にもボランティア精神を盛り込んでいる。日本基督教団の信仰問答の一節には、こうある。

- ◇問 48：キリスト者の教会における努めは何であるか。
- ◇答え：教会の礼拝につどい、聖餐にあずかり、祈祷会その他の集会に出席し、つねに聖書を学び、祈りに励み、聖徒の交わりをなし、伝道と奉仕とに力を尽くし、教会の充実発展をはかることである。(下線は筆者) (注15)

修道院は本来、祈りの場であり、会派によっては社会での実際行動を一切行わない修道院もあるが、カパドキアのバシリウス (330-379) による修道院では、孤児、貧民保護などの社会福祉を行い、カイザリアの郊外に病院や施設を建て、その後の修道院活動に社会事業という大きな使命を与えた。(注16)

又、教義上の改革のように受け取られがちなルターによる宗教改革も、単なる教会システムの変革なのではなく、「古い封建制の支配から精神的にも経済的にも労働民衆を解放するという性格を持っていた。」(注17) そして、ルターという人物自体、「抑圧された民衆の経済生活に対して知らん顔をしていられるような宗教家ではなかった。民衆の日常生活のことを本当に考えて、そこにも神の栄光があらわれることを願っていた。」(注18) のであり、それはキリスト教徒としての訓練を受けた当然の結果であると理解されるのである。そしてその民を思いやる「当然の」姿勢は、カルヴァン等の後継者達に引き継がれたと言われている。(注19) その後のドイツ・プロテスタンティズムは、18~19世紀、キリスト教社会運動を展開し、病院・青少年施設・看護婦養成所といった福祉的施設を設立運営する他、様々な慈善運動を推進している。(注20)

キリスト教教会を中心とする社会運動は世界的に展開され、例えば19世紀イギリスの海外伝道会(注21)、アメリカの教会に於ける社会事業(注22)、独立戦争後の奴隷制反対運動(注23)、海外伝道、慈善運動(注24)などが顕著な例である。日本では明治20年代に、キリスト教社会事業が始まっている。(注25)

## (b) イスラム教

イスラム教は、世界で初めて福祉システム（ワクフ）を創った宗教である。

イスラム教の場合、信行告白を行い、六信を受け入れ、五行の実践を誓ったものが、イスラム教徒（ムスリム）として認められるのであるが（注26）、実際にイスラム法（シャリーア、信者の生き方を示した「道」のこと）に従って生きることが日々厳しく求められる。一日5回のメッカに向かったの礼拝を欠かさず、1年に一度断食を行い、一生に一度はメッカに巡礼する他に、貧者に対して進んで施しをすることも信者の義務であるとされている。（注27）「コーラン」には貧者や旅人等の救済、奴隷の身受けの為に財を分かち合うことが強調され、喜捨はムスリムにとって重要な日常の課題とされる。全信徒の義務としてイスラム法に定められた喜捨がザカートであり、所有財産の一定率を毎年喜捨し、貧者・寡婦・孤児などの救済に充てる。一種の救貧税であり、有愛の精神を高め、自己を浄化するとされる。自発的な喜捨をサダカと言う。（注28）

イスラム社会は、宗教共同体（ウンマ ummah）を基盤に発達した。ウンマは本来的には、血筋で統一された人間の集団ではなく、政治的・宗教的イデオロギーの下に統一された大きな団体を指す。更に、己の全てを神にゆだねた共同体という意味でウンマ・ムスリマという概念がある。（注29）

このウンマを基盤に展開されるのが、ワクフという福祉システムである。これは、マドラサ（大学）の教授の給料、奨学金、モスクから宿に至るあらゆる公共施設の維持費といった、ワクフ内の公共的な経費を、金持ちが各々指定して寄付するしくみである。自己の利益のためだけに財産を残すのは、イスラムの理念では恥とされ、皆のためにも何かをするのが、あるべきムスリムの行為とされている。（注30）

こういった社会的な結びつきを強め、信仰を強めるものとして、イスラム教には、「友愛」という言葉がある。例えば金曜日にモスクに集合する制度は、違う人々を一堂に集め、宗教的義務を支持する、快い社会的機会をもたらすために作られたという。（注31）

こういった共同体意識は、イスラムの特色の一つである平等主義を基盤としている。唯一絶対の神の前では、信仰の強弱のみが問題とされ、民族や身分の相対的区別は意味をなさず、信徒・聖職者の階層制は存在しないとする理念が、民族・国家の枠を超えた信仰共同体ウンマを形成してきたのである。（注32）

この平等主義は、イスラム教の母体であるユダヤ教及びキリスト教から継承した理念であるが、イスラム教はそれを独自の形で発展させた。（注33）

## (c) 仏教

自他の念を捨てる、という点では、仏教も共通している。

ブッダ（BC563-483、BC463-383などの説がある）が生存して弟子を養成していた頃の原始仏教の時代には、所謂経典は存在せず、ブッダを模範とする自己鍛錬の集団のみがあった訳であるが、その究極の目標は、悟りであり、涅槃への到達であった。

菩提心（ボディチッタ）は、目覚めた心と呼ばれ、この意識の一種は、他人の苦しみに対する深い同情（慈悲心、カルナー）の結果であるとされる。これが菩薩の行動の原則であり、すべて存在するものに対して拡大される。又、慈悲という意味での「愛」と結び付いた考え方を支持している。

カルナー（憐れみ、慈悲）は、知恵（プラジニャー）と並んで、菩薩によって希求され、ブツダによって完全に達成される2つの徳の一つとされる。限りない再生において、感覚をもつ全てのもの（生き物）が、ある段階では人の母親であったに違いないという事実を考えれば到達できる境地が、慈悲である、と説く。憐みの心を持つというのは、人の個人性を苦しむもの的一般性に沈潜させ、人の個人的な願望を、他人の必要と感動に同一化することに向かって転換することを意味する、とされる。

仏教では、倫理と修行が表裏一体化している。道徳の目標は、われわれを自然界と結び付け、苦しみへと導く業（カルマ）を免れることであるとされ、涅槃への道には、八つの相（八正道、①正見：正しい見解、②正思：正しい決意、③正語：正しい言説、④正念：正しい考え、⑤正業：正しい行動、⑥正命：正しい生業、⑦正精進：正しい努力、⑧正定：正しい精神統一）がある。行動が倫理的に人生の価値ある道に適合すればするほど、それは涅槃、あるいは救いに近づくとされている。（注34）

「小部経典」に属する「スッタニパータ」の「慈しみ」の章では、慈しみと他者の生存を願う心とが同義である。

◇146：いかなる生き物、生類であろうとも、おののいている者でも不動の者でも残らず、長いものでも大なるものでも、微細なものでも粗大なものでも、見えるものでも見えないものでも、遠くにあるものでも近くにあるものでも、すでに生まれたものでもやがて生まれるものでも、すべての生けるものは幸福であれ。

◇150：さらに、すべての世界にたいして、無量の慈しみのところを修めるべきである。上に下に横に、妨げなく、怒りなく敵意なき慈しみを修めるべきである。（注35）

又、「日本霊異記」では、繰り返し、因果応報を説いている。

◇「仏道を求め、修業を積んで、この世で善い報いを得ている者がある。あるいは深く仏法を信じ善行を納めて、生きながら福德をうけるといった人もいる。このように、善悪の報いは、影が形についてはなれないようなものである。（注36）

仏教に於ける喜捨は、浄捨・浄施とも呼ばれ、喜び進んで自社に寄進し、また貧しい人々に施しをすることであり、布施・寄進などと同義である場合もある。（注37）

#### (d) 儒教

儒教に於いては、道徳はすべての哲学の基礎であり、人間性（倫）の観念と、廉直（義）の組み合わせからなる。全ての人類を愛し、他人を自分のように扱い、正義の客観的原則に忠実

であることが求められている。(注 38) 人としてあるべきありかたを人倫と呼び、人間関係を成り立たせる、あるべき道理としている。儒教の人倫尊重は、人間関係の中での現実的な生活の重視を意味している。(注 39)

特に、人が常に保持し、実践すべき道徳を五倫五常と呼ぶ。五倫とは、狭義には父子・君臣・夫婦・長幼・朋友という5つの基本的人間関係のことであり、広義には、親・儀・別・序・信を含んでいる。五常とは、5つの徳目である、仁・儀・礼・智・信を指している。(注 40)

又、儒教思想の基本をなす倫理想として、孝説がある。孝の意義を明らかにし、その実践をすすめる教説である。孝とは、子の親に対する愛敬の念にもとづく奉養ばかりでなく、親の喪礼・祖先の祭祀・子孫の強化育成を含む概念である。「論語」では孝を、儒教の最高の徳である仁の本と位置づけている。「孝経」では、全ての階層の人の職分と、あらゆる場面での人としてふるまうべき行為を孝で説明している。日本では、「孝経」が受容され、孝は「父祖代々の人君への忠の意思を継承すること」として理解された。(注 41)

孔子の教説の根本は仁である。孔子は論語の中で、礼と仁とを密接に結び付け、愛を実質とする仁を最高の徳とし、外面的形式性をもつ礼を仁によって精神化した。(注 42) そして、徳の観念は、個人の振る舞いと、共同体とのつながりとの双方の意味をあらわし、君子は美徳と力の双方の徳を持つとされる。(注 43)

孟子は、人間性に着目し、人間性の性質には同情(憐れみ、カルナー)と、善と悪を区別する能力があるとした。(注 44) 又、性善説の根拠として、四段(したん)の心を説いた。それは、人が生まれながらにして具備している4つの心であり、その一つに、他者の不幸をあわれみいたましく思う「惻隱の心」がある。(他は、羞惡の心、辞讓の心、是非の心である。)(注 45)

#### (e) 墨家思想

墨子の思想は、人類愛の観点からみて非常にユニークな存在である。儒教が血縁関係と階層を重んじたのに対して、人類の普遍的愛(兼愛)の観念と、天の意思(天志)を主張し、儒教的思想に反対した。

墨家における重要なコンセプトは普遍的な愛(兼愛)であり、人間であることの徳(倫)と全く同等のものとされる。これは異なった社会・経済レベルの人々の間に区別を設けないことを含む、一般的な善意(博愛心)である。故に差別は愛の正反対に位置するとされる。(注 46)

人間性(人)と道徳性(義)による政治哲学及び道徳教育を説いた点では、墨子は孔子と共通している。墨家においては、人間性は、われわれのあり得べき心の開花と自己改造の飛翔台であり、人間性は原則として変えられ得、完成され得るものと考えられ、人間性を普遍的な愛(兼愛)と理解している。(注 47)

#### (f) 道教

道教は、中国で生まれた漢民族の伝統的宗教であり、儒教・仏教と並んで中国の三教の一つである。儀礼的・呪術的色彩が強いが、中国古来の宗教的諸観念を基盤にし、仏教の教理・儀

礼や儒教の倫理思想なども吸収して形成された為、仏教・儒教の倫理観と矛盾することがない。(注 48)

(g) インド思想

ヴェーダ以後のインド文化に於いて、「法 dharma」と「方正なる行状、善行」の教えが、業(カルマ)と輪廻の教義に密接に結び付いた。この文化で最も著しい特徴は、規範と連帯感であり、それは伝統に根を下ろし、深く根付いて、生活と思惟の全領域に登場する理念となっている。(注 49)

(h) ゴロアスター教

ゴロアスター教の教理には、「善をなすことは、人の靈魂の利益になる。」という教えがある。(注 50)

(i) ジャイナ教

ジャイナ教では、靈魂は業(カルマ)によって身体に結び付けられているが、三つの宝石(トリラトナ:正しい行い、正しい知識、正しい信仰)という道徳的生活にしたがうことによって、自らを自由にすることができる、としている。(注 51)

(j) 浄土教

浄土教は、宗教的实践として信心と口称念仏を強調し、それによって智慧と慈悲を体得することができるとする。一般に浄土教では、智慧よりも慈悲の面が強い。自ら慈悲を行なうというより、阿弥陀仏の大悲を受け、光明に摂化せられ、信心の催すところ自ら和顔愛語の人となり、仏恩を感謝する、という形が多いと言われる。(注 52)

(k) 禪

禪は、自己の煩惱を断じ、大智と大悲に目覚めんとする方向性をもつ。(注 53)

(l) 修験道

山岳に登拝して、山中に籠り、修業をして、験力と呼ばれる超自然力を獲得し、里に下ってその力によって祈祷、病氣治療などを行った半僧半俗の宗教的職能者を総称的に修験者と呼んでいる。平安時代には、法華経持経者が衆生の滅罪や苦行を目的とした行法を行った。託宣によって災因を明らかにし、調伏や憑きもの落とし、鬼を祀る儀礼を執行するなど多彩な行動を展開した。(注 54)

(m) 神道

日本固有の神々を崇拝する、アニミズムの日本的発達形態である。自然と神々と人間との関

係を、同じはらから（同胞）から生まれた一体のものであるとみなす。従って、山川草木は神々から生まれ、人間も神々から生まれたという観念を持つ。あらゆる万物自然は神々であるという八百万神（やおよろずのかみ）の信仰へと発展し、人間はそのような八百万神によって生かされてきたと考え、それらの神々に感謝しつつ生きていくべきものと解されてきた。（注55）

(n) 日本思想

日本古来の概念の中に、丹心という言葉がある。これは「続日本書紀」に、正しく潔白な心として赤心、真心と同義語として表現されている。中世では丹心はまごころとされた。（注56）

様々な宗教に於ける共生観を鳥瞰して分かることは、これら諸宗教が、人間の利己心を収め、他者に目を向ける心を培う為に、長い歴史の中で如何に努力してきたか、ということである。真の宗教は、心を鍛錬する。宗教によって他者に対する目を開かれた心は、私たちが共生すべきものであることをよく理解し、そのために行動することを当然と考える筈である。即ち、宗教的心の鍛錬は、真のボランティア精神の構築の為に有益であると言える。

6. 戦後日本の課題 — ボランティア教育への提言

「同情心」や「施し」の気持ちからではなく、共生意識に基づいた同胞感の発露としてのボランティア精神を培うには、宗教思想や道徳教育による心の鍛錬が必要となるが、現在の日本の教育に於いては、その部分が弱点となっている。

その原因の一つは敗戦である。現代から見て天皇崇拜や帝国主義的忠誠心の刷り込みといった欠点はあるものの、教育勅語教育が、日本人の伝統的精神文化を継承する日本独自の道徳律として機能し、明治・大正・昭和初期の日本人の道徳性を醸成したことは否めない。教育勅語教育が敗戦によって否定された後の日本には、それに変わる普遍的な道徳律が存在していない。

教育勅語は、明治天皇の待講を務めた儒学者元田永孚が、明治憲法を執筆した井上毅と共に起草した。内容は、「父母には孝養をつくし、兄弟は仲良く夫婦は円満に暮らせ、友人は互いに信頼し合い、他人にはうやうやしく己は慎み深く、博愛心を社会に広めよ、学問を修め、技能をマスターし、知能を磨け、徳を積んで立派な人格を形成せよ、私利私欲ばかりを追求せず、公益を大切にして社会責任を果たせ、国家の基本法である憲法を重んじ、遵法精神を養え、一朝有事の際には国家に身を捧げ、永遠に天皇の御代が盛大となることに貢献せよ。」といったものである。（下線は筆者）

GHQは1945年9月、「日本教育制度ニ対スル管理政策」を発令し、軍国主義、極端な国家主義を教育から徹底的に排除する為、教育内容と教育関係者を検討・検閲し、神道に関わる教育、行事などを全面的に禁止する指令を出すと共に、修身・日本史・地理の3教科の授業を停止し、教育勅語を廃止した。（注57）

その後、日本社会に於ける道徳教育は基軸を失い、極端に方向性を欠くものとなってゆく。戦前の忠心愛国教育への反省だろうか、羹に懲りて膾を吹く様に、道徳教育は学校の教科の中で誇

りと存在感を喪失していったのである。

又、戦前の天皇が、政治的君主と信仰対象との二面性を備えた存在であった為であろうか、宗教教育も同時に消極化した。戦後に制定された日本国憲法を一つの根拠として、公共の学校に於ける宗教性を徹底的に排除し、偏った宗教教育が行われない様注意が払われるようになったことは、思想の自由・信教の自由の観点からみて良い傾向であるが、排除するだけに留まった為に、精神の貧困を招く結果となった。

信仰を強要する形での宗教教育は人権上問題だが、偏りない視点から諸宗教を紹介するカリキュラムは、豊かな精神を育む上で必要である。信仰するか否かに関わりなく、宗教的知識は哲学と同様、人生を考え自己を省みる際の重要な手掛かりの一つであり、文化遺産の享受である。この恩恵を、戦後日本の大人たちは、子供達に豊かに与えてきたと言えるだろうか。現在、道徳・倫理の教科で宗教の一端が教えられているが、時間数等の制限があり、到底充分とは言えない現状である。このことは同時に、真のボランティア精神の醸成の上でも障害となってきた。

故に、本論では、より人間らしい社会の構築の為に、共生理念の理解とその教育を重視し、それを基盤とした真のボランティア精神ある人材を育成する必要性を提言したい。その実現のために、宗教の領域での試みを参考にすることも可能であり、新たな日本独自の道徳理念を追求するという方向性もあろう。又、宗教性に根付かない形での共生理念の確立を模索する道もある。それは、現代の日本より遙かに宗教性の強い国々での経験がモデルとなり得る。

ある程度の規模をもつ国の中で日本だけが例外的に単一民族国家に近い形態であり、世界的には多民族で多宗教の国々の方が一般なのであるが、そういった国々では、多宗教であり宗教の影響が強いが故にかえって、国民間の平等を保つため、宗教の公共の場での扱いに慎重な注意を払い、福祉の共同体の構築の仕方に工夫を凝らしている。ユネスコなど国際機関に於ける共生観の構築の仕方にも同様の手法が見られる。

以下はその例である。

#### (a) オランダ

オランダでは「共生」を理念として明確に打ち出し、学校教育を通して子供たちに「共生」の社会を積極的に体現して見せ、「共生的」に社会参加する方法を教えている。その基盤となる考え方として、一つには、「ポルダーモデル」の考え方がある。ポルダーモデルとは、利害の異なる人たちが、対立によって社会を分極化させてしまうのではなく、話し合いの場に積極的に参加することによって「連帯」を生み出す仕組みである。(注58)

又、1960年代に、人と人との関係を問い直す言葉として、オランダの若者や進歩的な知識人の間に流行した「インクルージョン」という概念がある。これは、人々が互いを、人間として等価なものとして認め合おうとする意識であり、誰をも蹴落とすことなく、手を取り合って生きる共生社会への意欲をもった議論がなされた。当時オランダの人々は、それまで当然のものとして受け入れられていた価値観やタブーを、改めて客観的に問い直し、人種の別、男女差、性についての指向性(異性愛、同性愛、性同一性障害など)、障害の有無、社会的地位や背景の



違い、伝統的権威など、あらゆる差別の原因を突き止めようとした。(注59)

このような思想的背景の下、オランダでは1996年に、最初の特別支援教育(インクルーシブ教育)とも呼ばれる)が実施された。これは「サラマンカ宣言」から2年後のことであった。

「サラマンカ宣言」とは、1994年、ユネスコが中心となり、92カ国の政府と25の国際組織の代表者がスペインのサラマンカで採択した共同宣言であり、その第2条で、どんな子供もひとりひとりユニークな個性と価値を持っているということを認め、普通児と障害児を2つのグループに分け隔てることなく、みんなが可能な限り肩を並べて学び、様々な能力や個性を持つ人々が共に生きるとはどういうことかを、学校生活を通して学ぶことを目指している。(注60)

(b) 北欧5カ国と3地域：ノルウェー、フィンランド、デンマーク、スウェーデン、アイスランド、オーランド、フェロー諸島、グリーンランド

諸国間に微妙な違いがあるにせよ、北欧は「先進的な福祉国家」として一括りにして考えられることが多く、ディビッド・アーターの「現代北欧政治」には北欧型福祉モデルとして6つの類型が紹介されているが(注61)、その中のモデル#1にある理念は、以下のようなものである。

◇「福祉は、恵まれた者、豊かな者が、そうでない貧しい者や恵まれない者に対して慈悲の心で上から下げ渡す救済ではない。救済ではなく原則として全ての市民を包摂する市民権である」

モデル#6は、「社会政策の目標は平等の達成である。」を第一の理念とする。「平等」が、「機会均等」「安全」「安心感」などと並び、いや他の価値以上に優先される政策価値と位置付けられている。(注62)

(c) スウェーデン

スウェーデンの福祉経済システムは「第三の道」、「中間の道」と表現されることが多い。人生の様々な段階、状況の中で、市民が必要とするとき、必要な援助を社会の集会的努力で提供することが、スウェーデン型福祉社会の理念であり、その主導的価値は、政治学者オルロフ・ルイーンのスウェーデン・モデルによれば、①自由、②平等、③機会均等、④平和、⑤安全、⑥安心感、⑦連帯感・協同、⑧公正である。

そのうち、②の「平等」は、政府の伝統的な政策基線であり、徹底的な所得再配分策による平等社会、階級なき社会の建設を目指している。その理念は、平等のための具体的な諸政策の随所に見られる。例えば、職種間所得格差の縮小・解消(累進課税制度)、企業間賃金格差の解消(連帯賃金制)、地域間格差の縮小・解消(ロビンフッド税)、民族間格差の縮小(在住外国人への選挙権・被選挙権付与、民族差別オンブズマン制度)、国家間格差の是正(途上国援助)、婚姻の法的地位間格差の解消(同棲法)、扶養児童の法的地位間格差の解消、年齢間格差の解消(18歳からの選挙権・被選挙権付与)、といったものが挙げられる。

その背景には、「ノーマリセーリング(ノーマライゼーション、通常化)」の思想がある。誰

もが日常風景の中で自然に生きる権利を与えられている、という考え方である。(注 63)

更に、⑦の「連帯感・協同」に関しては、スウェーデン人独特の歴史がある。スウェーデンが貧しい農業国家だった時代、森に住む人々は、自助・自立の精神でたくましく生きており、いざというとき、隣人は文字通り、命の綱であった。生活資源に限りがある者にとって、「連帯」と「協同」は生活の知恵であり、いま隣人が直面している問題は明日の自分の問題でもあるという認識が国民の中に生きている。(注 64)

(d) イギリス

ブレア労働党政権時代、イギリス政府は、「自由」と「市場」の原理に基づき、国民の就労、社会参画機会の平等を確保することを新しい社会政策の根本価値に据えた。落伍者のセーフティネットではなく、新しいジャンプのための頼もしい跳躍台こそを「高福祉」のモデルとし、外部競争力のある福祉国家を目指した。それを担う政策主体は、もはや国家ではなく、国家・宗教・民族等の差異に対して開かれた感覚を持ち、かつ IT などの技術を有する、自己責任の意識ある自立した個人である、とした。(注 65)

(e) ニュージーランド

20 世紀の初めに先駆的な社会立法を次々と導入し、「社会改革の実験室」との声望を博したニュージーランドの福祉国家体制は今、理念の転換期にある。公共部門が福祉サービスを供給する中心的な役割を次第に縮小し、それに代わって、インフォーマル集団（家族、地域）、ボランティア集団（近隣集団、セルフヘルプ集団、圧力団体）、民間営利団体（企業、私法人）などの民間部門の役割が増大している。(注 66)

(f) ドイツ

ドイツでは民間団体の役割の重要性が高く、政府・自治体による福祉組織を「公的担い手」、民間福祉団体を「自由な担い手」とし、民間福祉団体は全て「自由な社会福祉事業連邦協議会」に組み込まれている。この協議会は、①宗教系の大規模福祉団体（カトリック系の「ドイツ・カリタス連合」とプロテスタント系の「ドイツ福音教会ディアコニー会」）、②独立した中立的団体「労働者福祉連合 (AWO)」と宗派や党派から独立した「ドイツ同権福祉連合会 (DPWV)」、③福祉事業団体「ドイツ赤十字」、「ドイツにおけるユダヤ人の中央福祉所」の 3 部門から成っている。(注 67)

**結論：** ボランティア活動の領域に於いては、その精神の根拠を求め、その動機の所在を明確にすることが今日課題とされる。共同体意識・共存意識・共生意識を明確に識別することは、活動者の理解の混迷を避ける一助となろう。無私のボランティア精神の根拠として注目に値するのは共生意識であり、宗教思想との関連が極めて興味深い。宗教思想には、共生意識を示唆する教義や勧めが多く見られるからである。しかし今日の国際社会に於いては、

人権と平等の観点から、宗教思想のみを共生意識の拠り処とするのは不可能である。戦後日本の宗教上及び道徳教育上の屈折を克服し、人権を重視しつつ共生意識を育て、真のボランティア精神を培う為の第3の道を模索することが求められる。

<注>

注 1 : Hobbes, 1651/1957, "Meditation VI, Leviathan", New York: Oxford University Press, p.177

スティーブン・ピンカー、山下篤子訳『人間の本性を考える』、日本放送出版協会、2004年、30p

注 2 : Rousseau, 1755/1994, "Discourse upon the origin and foundation of inequality among mankind", New York :Oxford University Press, pp.61-62.

スティーブン・ピンカー、山下篤子訳『人間の本性を考える』、日本放送出版協会、2004年、29p

注 3 : スティーブン・ピンカー、山下篤子訳『人間の本性を考える』、日本放送出版協会、2004年、31p

注 4 : スティーブン・ピンカー、山下篤子訳『人間の本性を考える』、日本放送出版協会、2004年、32p

注 5 : 社会思想研究会編、『社会思想史十講』、社会思想社、昭和 42、127p

注 6 : 社会思想研究会編、『社会思想史十講』、社会思想社、昭和 42、104p

注 7 : 社会思想研究会編、『社会思想史十講』、社会思想社、昭和 42、109p 「人間の現実に対して対処が不十分である、という批判がある。」

注 8 : B.アンダーソン、白石隆・白石さや訳『想像の共同体 — ナショナリズムの起源と流行』、リブレポート、1987年 16-17p

注 9 : テンニエス、杉之原寿一訳、『ゲメインシャフトとゲゼルシャフト 下』岩波書店、1957年

注 10 : ヴェ・イ・レーニン、全集刊行委員会訳、『国家と革命』、大月書店、1952年

注 11 : 宮沢俊義編、『世界憲法集』、岩波書店、1983年、56p、71p108-109p、160p247-248p、430p

補足 : ◇アメリカ合衆国憲法 (1788年) 修正第 14 条 (1866年確定) 第 1 節では、「またいかなる州といえども正当な法の手続によらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法律の平等なる保護を拒むことはできない。」65p  
◇ベルギー国憲法 (1831年) 「第 6 条 : 国内にいかなる身分の区別もしてはならない、第 6 条の 2 : ベルギー国民に認められる権利および自由の享有は、差別なく確保されなければならない、第 7 条 : 個人の自由は、これを保障する。」

注 12 : 『新共同訳 聖書』日本聖書協会、1995年

注 13 : 蛭間重夫編、『マザーテレサと姉妹たち』、女子パウロ会、1978年、10p

注 14 : 『新共同訳 聖書』日本聖書協会、1995年

注 15 : 日本基督教団、『信仰問答』、日本基督教団信仰職制委員会、1946年、46p

注 16 : 茂泉明男、『教会史 上』、日本基督教団出版局、1967年、106p

注 17 : 社会思想研究会編、『社会思想史十講』、社会思想社、昭和 42、85p

注 18 : 社会思想研究会編、『社会思想史十講』、社会思想社、昭和 42、83p

注 19 : 社会思想研究会編、『社会思想史十講』、社会思想社、昭和 42、85p

注 20 : 倉松功、『教会史 中』、日本基督教団出版局、1969年、117-118p

注 21 : 小笠原政敏、『教会史 下』、日本基督教団出版局、1974年 78p

- 注 22：小笠原政敏、『教会史 下』、日本基督教団出版局、1974年 181p
- 注 23：小笠原政敏、『教会史 下』、日本基督教団出版局、1974年 189p
- 注 24：小笠原政敏、『教会史 下』、日本基督教団出版局、1974年 219p
- 注 25：小笠原政敏、『教会史 下』、日本基督教団出版局、1974年 272p
- 注 26：六信五行：六信とは、信徒の基本的な6項目の信仰内容のことである。1、神、2、天使、3、啓典、4、預言者、5、来世、6、天命。五行とは、信仰を表現する5項目の義務的行為のこと。1、信仰告白、2、礼拝一日5回、3、断食ラマダーン、4、喜捨：財産に応じて科せられる、一種の救貧税。有愛の精神を高め、自己を浄化する、5、巡礼
- 注 27：佐藤次高・鈴木薫、『都市の文明イスラーム』、講談社、1993年、6-7p
- 注 28：須藤隆仙、『世界宗教用語大事典』、新人物往来社、2004年
- 注 29：井筒俊彦、『イスラーム生誕』、中央公論社、1990年、164-165p
- 注 30：佐藤次高・鈴木薫、『都市の文明イスラーム』、講談社、1993年、96-98p
- 注 31：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 32：羽野幸春他『新倫理資料』、実教出版、116-117p
- 注 33：アラブとはハガル（アブラハムの2人目の妻で、イシュマエル人を産んだ）の子ら、すなわちハガル人、のこと。
- 注 34：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 35：早島鏡正、『ゴータマ・ブッダ』、講談社、1990年、281p
- 注 36：中田祝夫訳注、『日本靈異記 上・中・下』、講談社、昭和53年、31p
- 注 37：須藤隆仙、『世界宗教用語大事典』、新人物往来社、2004年
- 注 38：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 39：子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年
- 注 40：子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年
- 注 41：子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年
- 注 42：子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年
- 注 43：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 44：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 45：子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年
- 注 46：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 47：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 48：溝口雄三、『中国思想文化事典』、東京大学出版会、2001年
- 注 49：J・ゴンダ、鎧淳訳、『インド思想史』、中央公論社、1990年、72p
- 注 50：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 51：オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- 注 52：藤吉慈海、『禅と浄土教』、講談社、1989年、100p
- 注 53：藤吉慈海、『禅と浄土教』、講談社、1989年、101p
- 注 54：子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年
- 注 55：子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年
- 注 56：子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年
- 注 57：前野徹、『戦後 歴史の真実』扶桑社、2002年、248-250p

注 58：リヒテルズ直子、『オランダの共生教育』、平凡社、2010年、188-189p

◇ポルダーモデル：1980年代に失業対策ワークシェアリングとして有名になった政策。堤防で周りを囲った干拓地ポルダーのように、国内に暮らす人々が洪水の被害にあわないためには、皆が力をあわせて協力しなくてはならない。それと同じように、諸外国との経済・通商関係に於いて小国オランダが対等に渡り合うためには、「国内の利害対立をできるだけ小さく抑え、共に力をあわせて政策を決定していかなければならない」、という考え。

注 59：リヒテルズ直子、『オランダの共生教育』、平凡社、2010年、11-12p

注 60：リヒテルズ直子、『オランダの共生教育』、平凡社、2010年、7-8p

注 61：David Arter, "Scandinavian Politics, Today", Manchester University Press, 1999, pp177-81)

注 62：久塚純一、岡沢憲芙編、『世界の福祉—その理念と具体化 第2版』、早稲田大学出版部、2001年、4-5p

注 63：久塚純一、岡沢憲芙編、『世界の福祉—その理念と具体化 第2版』、早稲田大学出版部、2001年、6-10p

注 64：久塚純一、岡沢憲芙編、『世界の福祉—その理念と具体化 第2版』、早稲田大学出版部、2001年、14p

注 65：久塚純一、岡沢憲芙編、『世界の福祉—その理念と具体化 第2版』、早稲田大学出版部、2001年、168p

注 66：久塚純一、岡沢憲芙編、『世界の福祉—その理念と具体化 第2版』、早稲田大学出版部、2001年、43p

注 67：久塚純一、岡沢憲芙編、『世界の福祉—その理念と具体化 第2版』、早稲田大学出版部、2001年、139-140p

<参考文献>

- \*野田又夫、『西洋哲学史』、ミネルヴァ書房、昭和40年
- \*『哲学辞典』、平凡社
- \*ルソー、桑原武雄・前川貞次郎訳、『社会契約論』、岩波書店、1954年
- \*シュヴェーグラー、谷川徹三・松村一人訳、『西洋哲学史 上巻』、岩波書店、1939年
- \*トーマス・ペイン、小松春雄訳、『コモン・センス』、岩波書店、昭和28年
- \*ホップズ、永井道雄・上田邦義訳『リヴァイアサン 上下』、中央公論社、2009年
- \*スティーブン・ピンカー、山下篤子訳『人間の本性を考える』、日本放送出版協会、2004年
- \*福武直、濱島朗編、『社会学』、有斐閣、昭和40年
- \*高木八尺、末延三次、宮沢俊義編、『人権宣言集』、岩波書店、1957年
- \*宮沢俊義編、『世界憲法集』、岩波書店、1983年
- \*日本経済新聞社編、『宗教から読む国際政治』、日本経済新聞社、1992年
- \*B. アンダーソン、白石隆・白石さや訳『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』、リプロポート、1987年
- \*テンニエス、杉之原寿一訳、『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト上下』岩波書店、1957年
- \*ヴェ・イ・レーニン、全集刊行委員会訳、『国家と革命』、大月書店、1952年
- \*前野徹、『戦後 歴史の真実』、扶桑社、2002年
- \*ローマ法王庁福音宣教省編、日本カテキスタ会訳、『カテキスタのガイドブック』、聖母の騎士社、1996年
- \*日本基督教団、『信仰問答』日本基督教団出版局、1946年
- \*茂泉明男、『教会史 上』、日本基督教団出版局、1967年
- \*倉松功、『教会史 中』、日本基督教団出版局、1969年
- \*小笠原政敏、『教会史 下』、日本基督教団出版局、1974年
- \*加地伸行、『儒教とは何か』、中央公論社、1990年
- \*J.-B. デュロゼル、大岩誠・岡田徳一訳、『カトリックの歴史』、白水社、1967年
- \*蛭間重夫編、『マザーテレサと姉妹たち』、女子パウロ会、1978年
- \*佐藤次高・鈴木薫、『都市の文明イスラーム』、講談社、1993年
- \*井筒俊彦、『イスラーム生誕』、中央公論社、1990年
- \*陳舜臣、『儒教三千年』、朝日出版社、1995年
- \*早島鏡正、『ゴータマ・ブッダ』、講談社、1990年
- \*J・ゴンダ、鎧淳訳、『インド思想史』、中央公論社、1990年
- \*瀬尾信蔵、『老子・よく生きるための81章』、社会思想社、1996年
- \*藤吉慈海、『禅と浄土教』、講談社、1989年
- \*佐藤敏明、『禅語百話』、社会思想社、1993年
- \*中田祝夫訳：注、『日本霊異記 上・中・下』、講談社、昭和53年
- \*宮家準、『日本の民族宗教』講談社、1994年
- \*志村有弘、『陰陽師 安倍晴明』、角川書店、平成11年
- \*立山良司、『揺れるユダヤ人社会』、文芸春秋、平成12年
- \*ダビッド・ベングリオン、中谷和男・入沢邦雄訳『ユダヤ人はなぜ国を創ったか』、サイマル出版会、1973年
- \*社会福祉法人 大阪ボランティア協会編、『ボランティア・NPO用語辞典』、中央法規、2004年
- \*久塚純一、岡沢憲英編、『世界の福祉—その理念と具体化 第2版』、早稲田大学出版部、2001年
- \*リヒテルズ直子、『オランダの共生教育』、平凡社、2010年

- \* 須藤隆仙、『世界宗教用語大事典』、新人物往来社、2004年
- \* ジョン・R・ヒネルズ、『世界宗教事典』、青土社、1999年
- \* ジョン・オロッコリン、『地政学事典』、東洋書林、2000年
- \* 福田弘、『人権、平和教育のための資料集』、明石書店、2003年
- \* 子安宣邦、子安宣邦、『日本思想史辞典』、ペリかん社、2001年、ペリかん社、2001年
- \* 溝口雄三、『中国思想文化事典』、東京大学出版会、2001年
- \* オリヴァー・リーマン、『東洋哲学キーワード事典』、青土社、2000年
- \* 『日本キリスト教歴史大事典』、教文社、1988年
- \* 今村仁司他、『岩波社会思想事典』、岩波書店、2008年
- \* 文化庁編、『宗教年鑑 平成18年版』、ぎょうせい
- \* 岩波書店編集部編、『ボランティアへの招待』、岩波書店、2001年、
- \* 日本ボランティア社会研究所ボランティア学習事典編集委員会編、『まあるい地球のボランティア・キーワード145、ボランティア学習事典』、春風社、2003年
- \* 鈴木絹英編、『一目でわかる傾聴ボランティア』、NHK出版、2007年
- \* 大久保秀子、『社会福祉とは何か』、一橋出版、2000年
- \* 真田是ほか、『図説日本の社会福祉』、法律文化社、2004年
- \* ボランティア情報研究会編、『熟年だからボランティア!』、学習研究者、2002年
- \* 藤野信行、『ボランティアのための福祉心理学』、NHK出版、2000年
- \* 『社会学事典』、弘文堂、昭和63年
- \* 『社会福祉辞典』、大月書店、2002年
- \* 『社会学小辞典』、1977年、有斐閣
- \* 『コンサイス法律学用語辞典』、三省堂、2003年
- \* NGO情報局編、『最新国際ボランティアNGOガイド』、三省堂、2010年
- \* 『大辞林第2版』、三省堂、1999年
- \* 『日本語新辞典』、小学館、2005年
- \* 『国語辞典第②版』、集英社、1993年
- \* 羽野幸春他『新倫理資料』、実教出版